

改正

平成二六年三月三十一日条例第一六号

平成二七年三月三十一日条例第一八号

福島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、福島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第三条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 法第七十七条第一項各号に掲げる事務に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策について市長が必要と認める事項に関すること。
- 2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項について、必要に応じ市長又は教育委員会に対して意見を述べることができる。

(組織)

第四条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。
- 一 子どもの保護者
 - 二 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - 三 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - 四 その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第六条 子ども・子育て会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (最初の委員の任期)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第五条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）

附 則（平成二六年三月三十一日条例第一六号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三十一日条例第一八号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。